

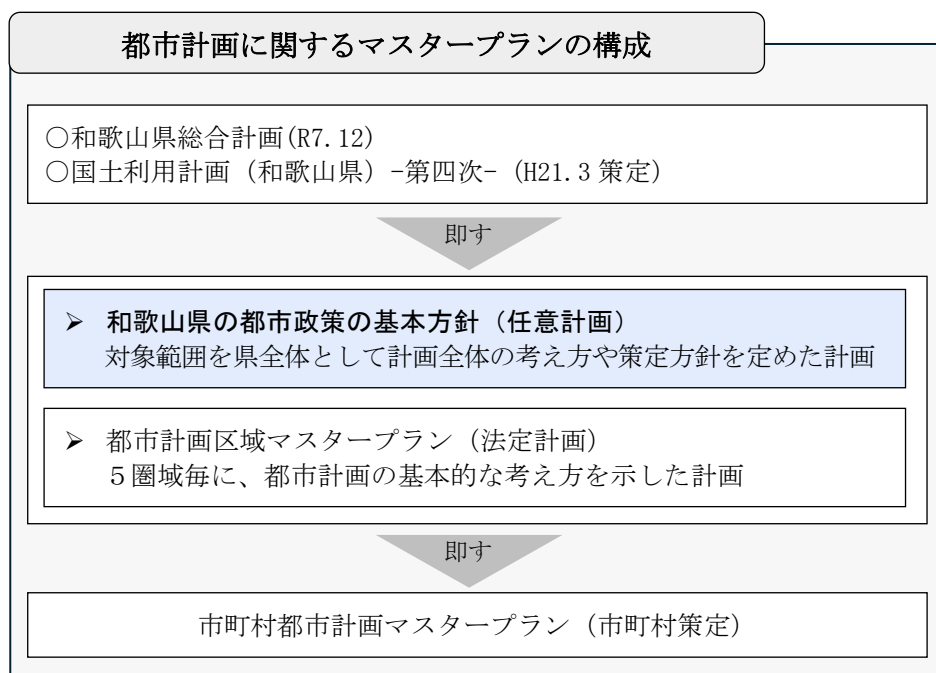
和歌山県の都市政策の基本方針 (素案)

令和 8 年 月

和 歌 山 県

目 次

序章 はじめに.....	1
1. 和歌山県の特徴.....	2
2. 和歌山県における都市計画マスタープラン策定の経緯.....	4
3. 和歌山県の目指すべき県土構造.....	7
第1章 全国的な都市を取り巻く状況と和歌山県の都市づくりの課題.....	10
1. 社会構造の変化.....	11
2. 災害リスク.....	13
3. 都市のマネジメント.....	14
第2章 都市づくりの基本理念・目標と目標達成のための戦略・取組.....	16
1. 都市づくりの基本理念と目標.....	16
2. 戦略と取組.....	18
第3章 広域連携による都市づくりの推進.....	26
1. 広域的観点からの目指すべき県土の骨格構造について.....	27
第4章 指標の設定.....	31
1. 評価指標の選定.....	31
2. 和歌山県都市計画区域マスタープランにおける評価指標.....	33
3. 効果的な都市計画基礎調査の実施.....	33
参考:策定の経緯.....	34
1. 専門委員会.....	34
2. 審議内容.....	34



序章 はじめに

今、私たちを取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。都市づくりにおいては、これまで経験したことのない人口減少や少子高齢化の加速、南海トラフ地震等の地震や津波による災害をはじめ、気候変動の影響による激甚化・頻発化する自然災害、また、今後、老朽化が急速に進む高度経済成長期に集中的に整備されてきた社会資本施設の維持管理費・更新費の増大等への対応が求められています。

本方針は、こうした状況を乗り越え、将来においても安全で安心して生活できる持続可能な都市づくりの方向性を示すものです。本方針の計画期間は和歌山県総合計画に合わせ2040年とします。

県・市町村との連携を強化するとともに、県民や企業、NPO等の地域社会を支える様々な主体との、組織や地域の枠を越えた連携により、一緒に都市づくりを考え、将来に向かって子どもたちが住み続けることができる持続可能な都市の実現を目指します。

■「和歌山県の都市政策の基本方針」の構成

序章 はじめに

本県の自然等が育んだ歴史・文化や産業、これらを踏まえたこれまでの都市計画マスタープラン策定の取組や目指すべき県土構造を記載しています。

第1章 全国的な都市を取り巻く状況と和歌山県の都市づくりの課題

全国的な都市を取り巻く状況や政策課題を「社会構造の変化」「災害リスク」「都市のマネジメント」の視点で整理し、本県の特徴や都市政策の取組状況を踏まえ、本県における都市づくりの課題を整理しています。

第2章 都市づくりの基本理念・目標と目標達成のための戦略・取組

第1章で整理した和歌山県における都市づくりの課題や和歌山県総合計画の目指す将来像を踏まえ、本県における都市づくり基本理念、6つの目標、及びそれぞれの目標を達成するための戦略や取組を記載しています。

第3章 広域連携による都市づくりの推進

本県における社会の潮流(大きな変化・リスク)に対応するため、一の市町村を超えた広域的な連携による都市政策の取組について記載しています。

第4章 指標の設定

行政間や官民の連携による持続可能な和歌山県の実現に向け、合理的な根拠により政策目的を明確にするとともに、適切な見直しを行っていくための指標の設定方法等について記載しています。

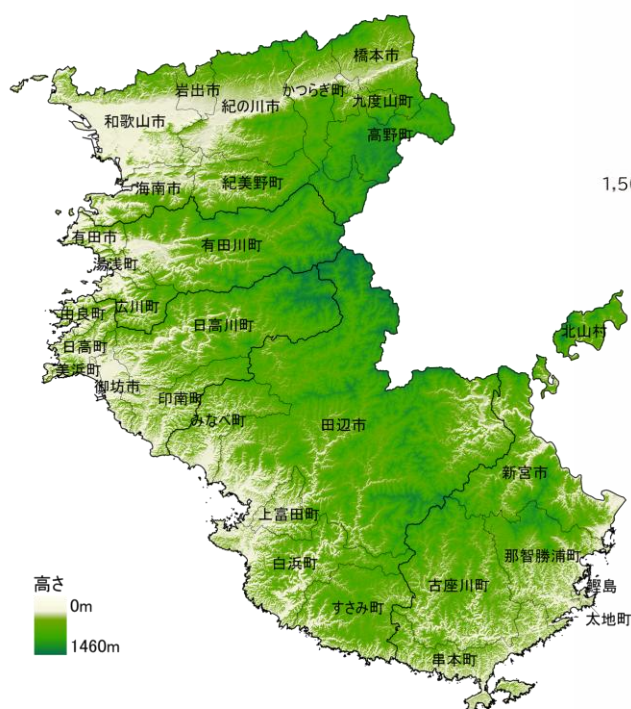
1. 和歌山県の特徴

1-1. 地形・地勢

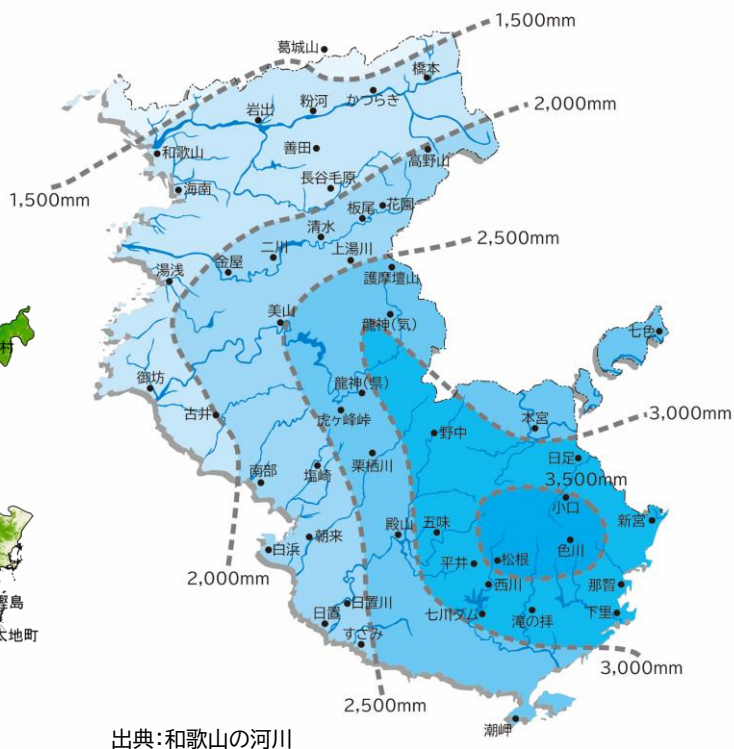
和歌山県は、総面積が 4,724.65km²、リアス式の海岸線が約 650kmに及ぶ我が国最大の半島である紀伊半島に位置します。本県の地形は、紀の川流域に広がる和歌山平野を除き平野に乏しく、狭い平野が各河川・海岸沿いに形成しているほか、狭小な谷底平野が山地内部に複雑に入り込んでいます。これに対して、山地の面積は広く、県土の 8 割以上を山地が占め、傾斜 30 度を超える山地が県土の約 14%に及び、山地は海岸線までせまっており、山地と平野の間には丘陵地や台地が分布しています。

また、県北部は日照時間が長く降水量が少ない瀬戸内海式気候に属し、乾燥した気候、県南部は黒潮の影響を受けた温暖な太平洋岸式気候に属し、雨量が多く、冬でも暖かい海洋性の気候となっており、台風や低気圧、前線の影響による大雨や強風による気象災害が発生しやすい地域となっています。

■和歌山県の地形



■年間降水量分布図



出典:和歌山の河川

1-2. 歴史・文化

和歌山県は、古事記や日本書紀につづられた神話の舞台となった重要な歴史資産や、縁の深い神社が数多くあります。「熊野三山」、「高野山」、「吉野・大峯」の3つの「山岳霊場」とそれらを結ぶ「参詣道」は、2004年(平成16年)に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された後、2016年(平成28年)の追加登録を経て、県内の世界遺産登録市町は、橋本市・上富田町・串本町を加え、11市町になりました。

文化史的・学術的に重要な歴史資産等も数多く、国宝は全国6位、重要文化財は全国7位の指定数となっており、日本三大火祭りの1つ「那智の扇祭り」などの伝統行事も県内各地で盛んに行われています。

また、温泉資源も豊富で、日本三古湯「白浜温泉」をはじめ各地域に温泉があります。

さらに、美しい自然については、2005年(平成17年)には「串本沿岸海域」がラムサール条約の対象に登録され、2014年(平成26年)には、紀南地域の9市町村のエリアが、「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。



熊野参詣道(中辺路)
【田辺市】



伝統的建造物群保存地区
【湯浅町】



橋杭岩
【串本町】

1-3. 産業

産業においては、長らく経済成長を支えてきた鉄鋼、石油、化学といった基礎素材型産業をはじめ、丸編ニット、パイル織物、染色などの繊維関連産業や、機械金属、日用家庭用品などの特色ある地場産業のほか、恵まれた自然条件を活かした農林水産業が盛んです。

農業においては、紀北地域のかき、もも、紀中地域のみかん、紀中・紀南地域のうめなど県内全域で果樹栽培が盛んで、果樹の生産は産出額や栽培面積において県全体の6割以上を占め、本県農業の基幹作物となっています。

林業においては、古くから「木の国」と呼ばれ、すぎ、ひのきなどの優良材の生産県として全国に知られており、また、白炭(紀州備長炭)は全国有数の生産量を誇っています。

水産業においては、内海性の瀬戸内海と外洋性の太平洋に二分され、それぞれの海域特性に応じて各種漁業が営まれています。内水面では紀の川、有田川、日高川及び富田川周辺地区で、清流の伏流水を利用したあゆの養殖業が営まれています。



世界農業遺産
「みなべ・田辺の梅システム」



世界農業遺産
「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」

2. 和歌山県における都市計画マスタープラン策定の経緯

2-1. 都市計画マスタープラン制度の変遷

都市計画に関するマスタープランとしては、当初、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めた都市計画区域についてのみに定められた「整備、開発又は保全の方針(整開保)」が事実上マスタープランとして扱われていました。

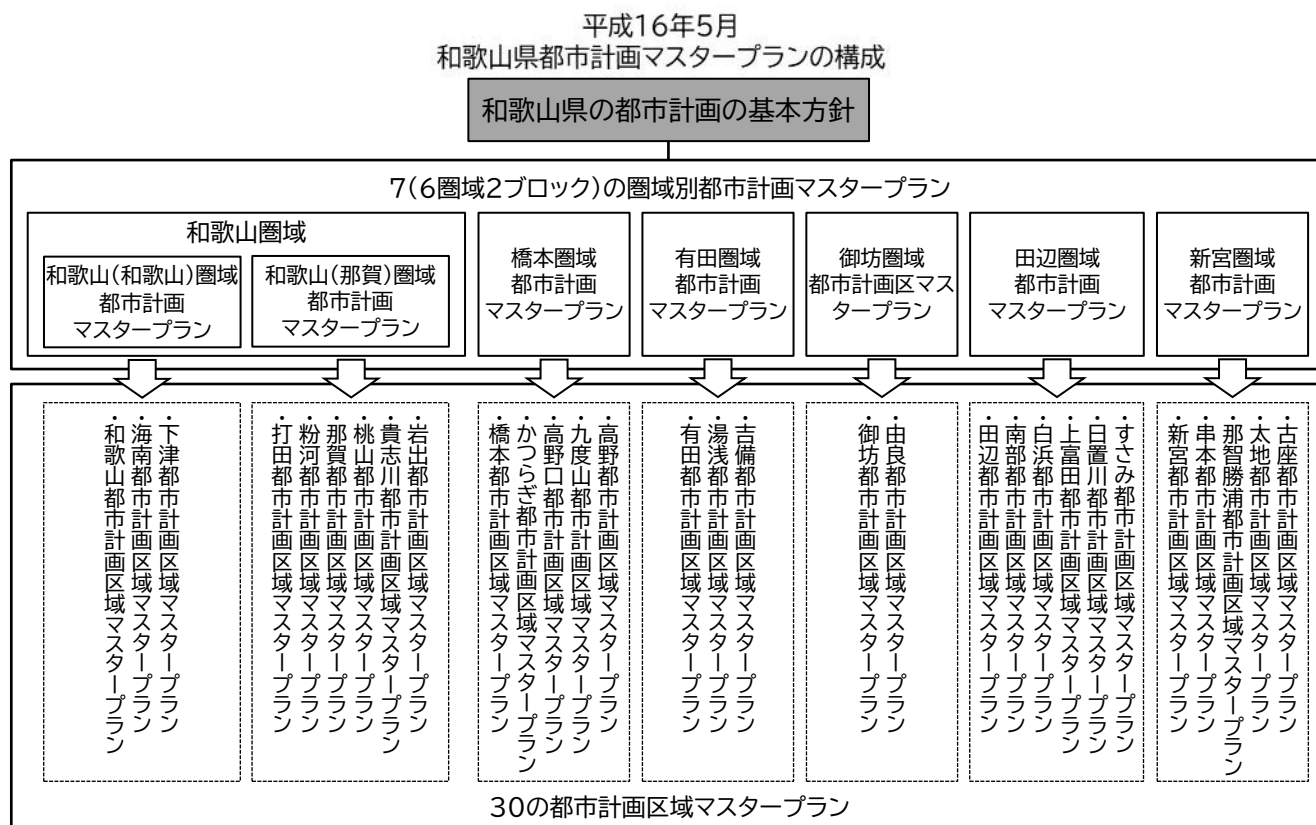
その後、産業・社会構造の変化や住民の価値観の多様化等に適切に対応し、個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、住民にわかりやすいものとして提示しつつ、住民の理解と参加の下、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが重要との認識から、平成4年の都市計画法改正では、行政区画を単位とした「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)」制度が創設されました。

その後、地方都市における開発圧力が沈静化しつつある中、地方分権の流れにより、平成12年の都市計画法改正では、区域区分が選択制に移行されるとともに、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域である都市計画区域のすべてにおいて、都道府県が一市町村を超える広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものとする「都市計画区域マスタープラン制度」が創設されました。

2-2. 和歌山県における都市計画マスタープランの変遷

(1) 和歌山県都市計画マスタープラン制定(平成16年5月)

平成12年の都市計画法改正を踏まえ、「和歌山県の都市計画の基本方針」、7つの「圏域別都市計画マスタープラン」、31の市町に対する30の「都市計画区域マスタープラン」(御坊市、美浜町で御坊都市計画区域を形成)の三層で構成される『和歌山県都市計画マスタープラン』を平成16年5月に制定しました。



「和歌山県の都市計画の基本方針」は、対象範囲を県全体として、計画全体の考え方や都市計画区域マスタープランの策定方針を定めており、本県の地理的特性や生活圏を踏まえ、県土全体における目指す県土の骨格構造として、河川流域生活圏の形成、河川流域生活圏の下流域に形成されている生活圏全域を支える都市における自立した都市機能の形成、海沿いに並び各都市をつなぎあわせ、河川流域間の連携を強化し、相互補完と多様性をもつ有機的なネットワークによる都市構造を掲げました。

「圏域別都市計画マスタープラン」では、県土全体における目指す都市構造を実現するため、日常のつながり等により分割した7つの圏域についてそれぞれの特性に応じた将来像や都市計画の基本的な考え方を設定しました。また、圏域の設定にあたっては、都市計画区域が設定されている市町の他、都市として発展の見込みがある市町村を含め設定しました。

「都市計画区域マスタープラン」は都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、それぞれ都市計画決定を行いました。

なお、当時、和歌山市、海南市で構成されていた和歌山海南都市計画区域は、都市計画区域マスタープランの策定を契機にそれぞれの市域を対象とした都市計画区域に分割するとともに、和歌山都市計画区域のみ区域区分制度を継続しました。

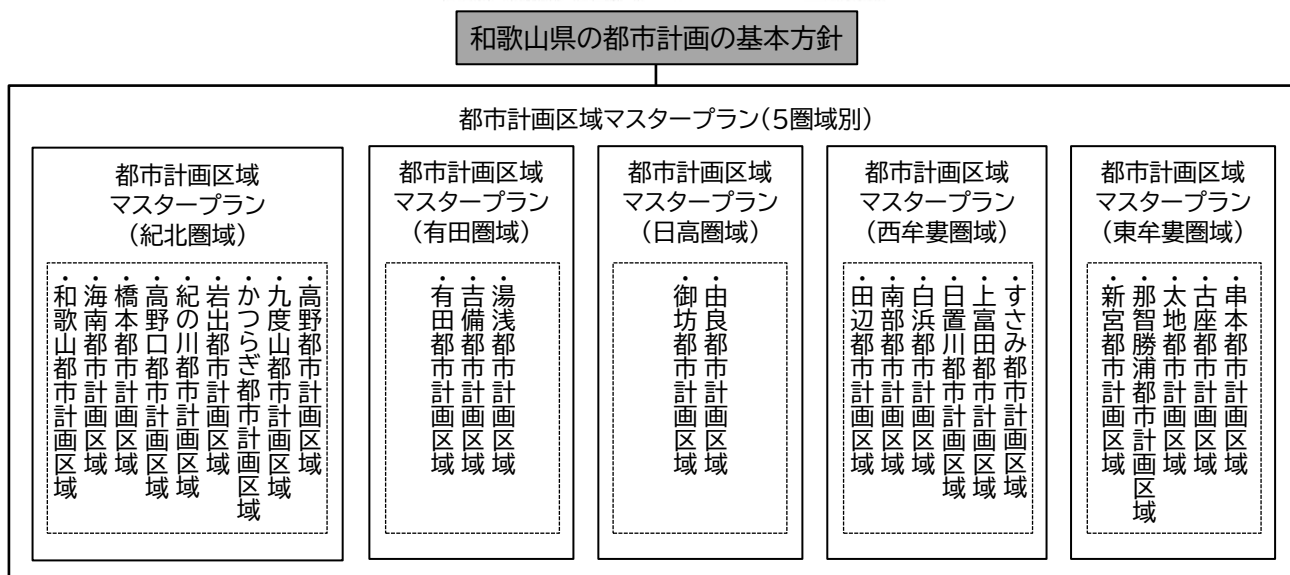
(2) 和歌山県都市計画マスタープラン第1回改定(平成27年5月)

人口減少・超高齢社会の到来、地域環境への関心や意識の高まりなど、社会経済の状況が大きく変化するなか、都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行を迎え、更に東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、南海トラフ地震等を見据えた、あらゆる自然災害への適切な対応が求められるようになってきました。

和歌山県は、この都市の転換期に対応した新たな都市計画を進めるため、和歌山県都市計画マスタープランを改定しました。

また、これまで圏域別、都市計画区域別にマスタープランをそれぞれ策定していましたが、広域調整の役割を一層充実させるため、5 圏域に再編し、都市計画法第6条の2 に定められた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、平成27年5月に都市計画決定しました。

平成27年5月
和歌山県都市計画マスタープランの構成



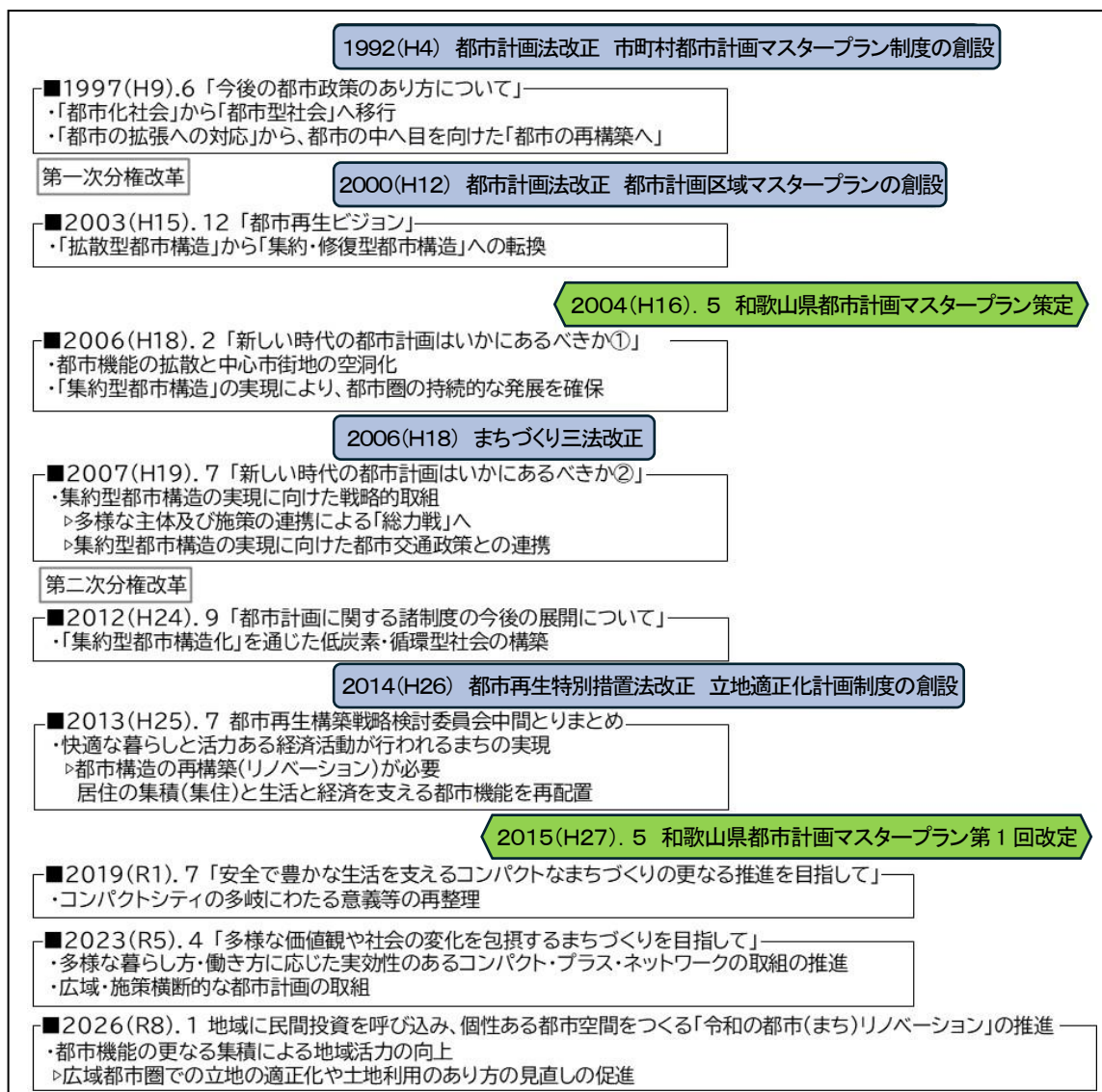
(3) 和歌山県都市計画マスタープラン第2回改定

平成26年の都市再生特別措置法改正により、都市計画法を中心とした従来の土地利用に加えて、居住や都市機能の誘導によるコンパクトな拠点をネットワークで結ぶ都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)へ転換し、住民の生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化等を図る立地適正化計画制度が創設されました。

コンパクト・プラス・ネットワークを推進するためには、都市計画制度と立地適正化計画制度の相互補完が必要であること、更に立地適正化計画の実効性を高めるためには、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えて日常の生活実感や経済活動のまとまりを有する「地域生活圏」での取組を進めていくことが重要となります。

これらを踏まえ、「和歌山県の都市計画の基本方針」における県土全体で目指す都市構造である河川流域生活圏の形成等の方針及び5つの圏域設定を踏襲しつつ、人口減少下における持続可能な都市づくりに向け、広域的な都市機能等の立地の適正化に関する内容を盛り込み、名称を現行の「和歌山県の都市計画の基本方針」から「和歌山県の都市政策の基本方針」として改定するとともに、本方針を踏まえた新たな圏域別「都市計画区域マスタープラン」への改定を行います。

■コンパクト・プラス・ネットワークの取組に関する動向



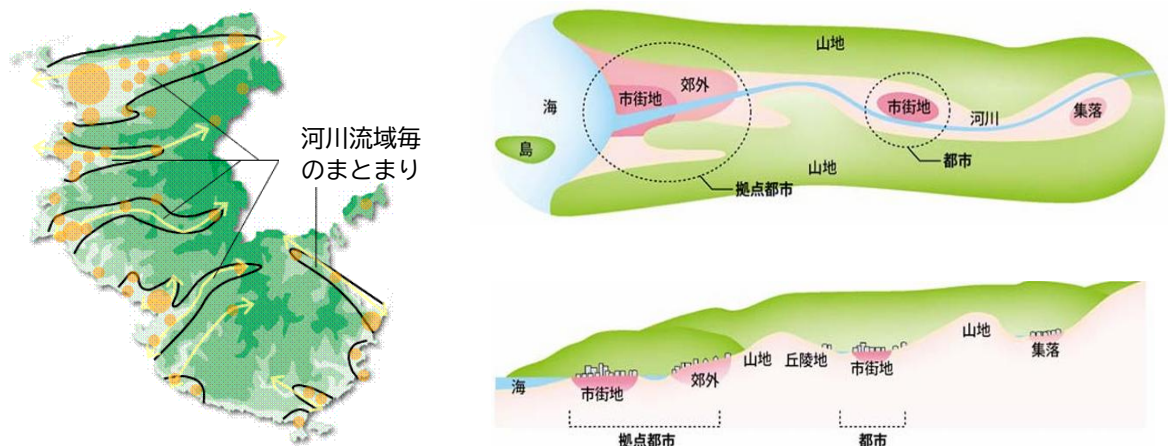
3. 和歌山県の目指すべき県土構造

3-1. 目指すべき県土構造

(1) 河川流域生活圏の形成

和歌山県は、半島地域の持つ特性から山地が多く、河川流域毎にまとまりのある生活圏を形成しています。この特色を活かし、下流域、中流域、上流域のそれぞれの都市が緊密に交流する河川流域生活圏の形成を目指します。

■河川流域生活圏モデル



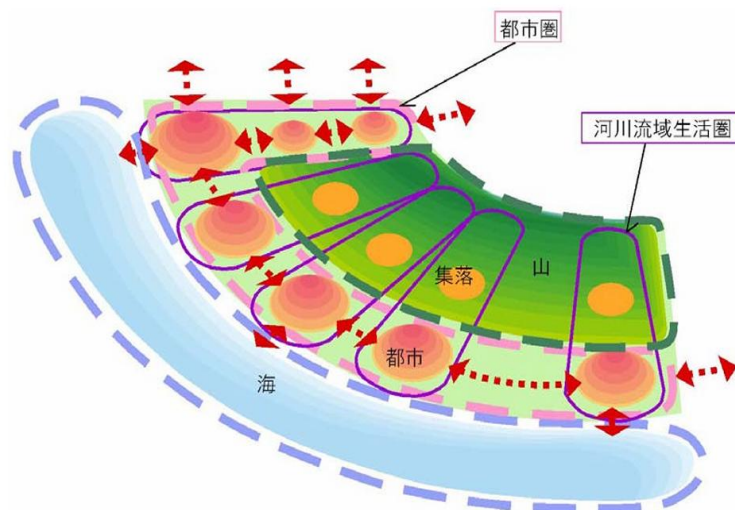
(2) 有機的なネットワークによる都市圏の形成

河川流域毎に形成される河川流域生活圏の下流域に位置する都市は、河川流域生活圏全体を支える都市機能が充実しています。

これら下流域の都市においては、中上流部の農山村との連携を密接にしながら、シームレスに機能する河川流域生活圏の核となる都市の形成を目指します。

また、海沿いに連なる各都市等を点ではなく線でつなぐことで、河川流域毎の連携を強化し、相互補完と多様性を持ち、有機的につながった都市圏を形成し、和歌山県全体での広域的でシームレスな連携を目指します。

■河川流域生活圏とネットワークのイメージ

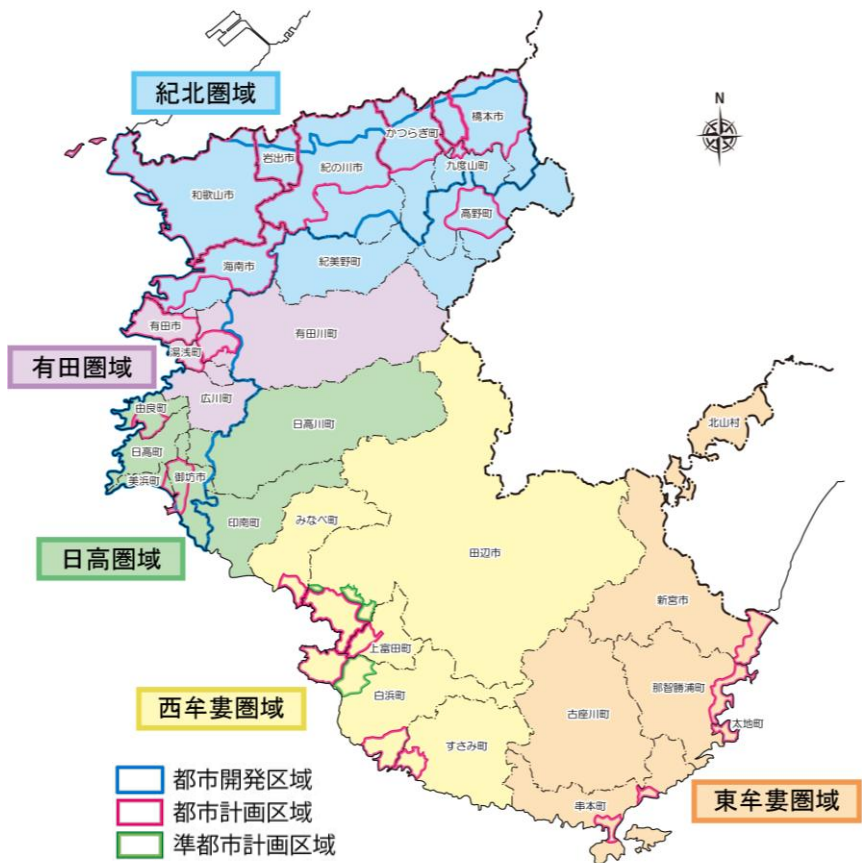


3-2. 圏域の設定

本県の目指すべき県土構造を実現するため、日常のつながり等による河川流域生活圏を踏まえ、県内市町村を 5 つの圏域に分割します。

また、各圏域の現況を踏まえた圏域毎の都市づくりの目指す方向性を設定します。

■圏域図



■圏域に含まれる市町村

都市計画区域 マスタープラン(5圏域)	都市計画区域を有する市町村	都市計画区域を 有しない市町村
(紀北圏域)5市4町 都市計画区域 マスタープラン	和歌山市・海南市・橋本市・紀の川市・ 岩出市・かつらぎ町・九度山町・高野町	紀美野町
(有田圏域)1市3町 都市計画区域 マスタープラン	有田市・湯浅町・有田川町	広川町
(日高圏域)1市5町 都市計画区域 マスタープラン	御坊市・美浜町・由良町	日高町・印南町・ 日高川町
(西牟婁圏域)1市4町 都市計画区域 マスタープラン	田辺市・みなべ町・白浜町・上富田町・ すさみ町	—
(東牟婁圏域)1市4町1村 都市計画区域 マスタープラン	新宮市・那智勝浦町・太地町・串本町	古座川町・北山村

■都市づくりの目指す方向性

紀北圏域

- ・多様な都市機能を活かした高次都市サービスの充実を図るとともに、京奈和自動車道沿線の交通利便性を最大限発揮し、世界遺産の高野山をはじめとする歴史・文化や果樹をはじめとする多種多様な農林水産物、海・山などの自然を活かした都市づくりを目指します。

有田圏域

- ・世界農業遺産「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」をはじめとした、農作物の生産環境を維持し、関西都市圏への近接性と広域交通の利便性を活かした付加価値の高い特産品の供給を行うとともに、「醤油づくり」などの伝統産業や歴史的街並みを活かした都市づくりを目指します。

日高圏域

- ・紀伊水道や山並みの緑がもたらす自然環境に包まれた中で、ゆとりある都市活動を確保するとともに、新たなGX産業の創出や、野菜、花き、果樹の生産環境を維持するなど、都市と自然や農村が調和した都市づくりを目指します。

西牟婁圏域

- ・世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」をはじめとした、農作物や水産加工品の生産環境を維持するとともに、道路や都市機能の適切な配置による圏域内の連携を強化し、世界遺産・熊野古道、南紀白浜など県内有数の観光資源を活かした都市づくりを目指します。

東牟婁圏域

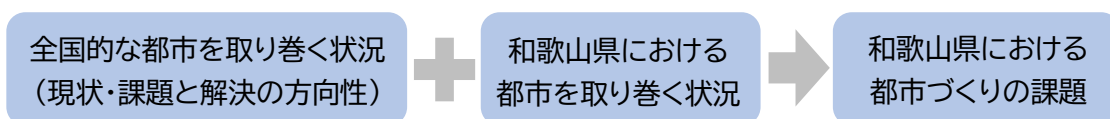
- ・豊かな海洋資源や森林資源、熊野の歴史・文化を活かした交流促進や新たな宇宙関連産業の創出を図るとともに、高台移転等により居住や都市機能を適切に配置するなど地震・津波災害に強い安全・安心な都市づくりを目指します。

第1章 全国的な都市を取り巻く状況と和歌山県の都市づくりの課題

令和 5 年 7 月に閣議決定された第三次国土形成計画では、地方都市の人口減少の加速による地方の危機的状況が予測されることから、地域力のある多様な地域の拠点の機能性を高めるとともに、人や地域が質の高い交通やデジタルのネットワークでつながりあう国土を目指すとされています。

また、地方における地域整備の方向性としては、中山間地域をはじめ、地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想から、各地域の固有の自然、文化、産業などの独自の個性を活かした地域生活圏の形成を図ることとされています。

このような背景のもと、第 1 章では、全国的な都市を取り巻く状況を整理するとともに、本県の特徴や都市政策の取組状況を踏まえた都市づくりの課題を整理します。



1. 社会構造の変化

1-1. 人口動態の変化

全国的な都市を取り巻く状況

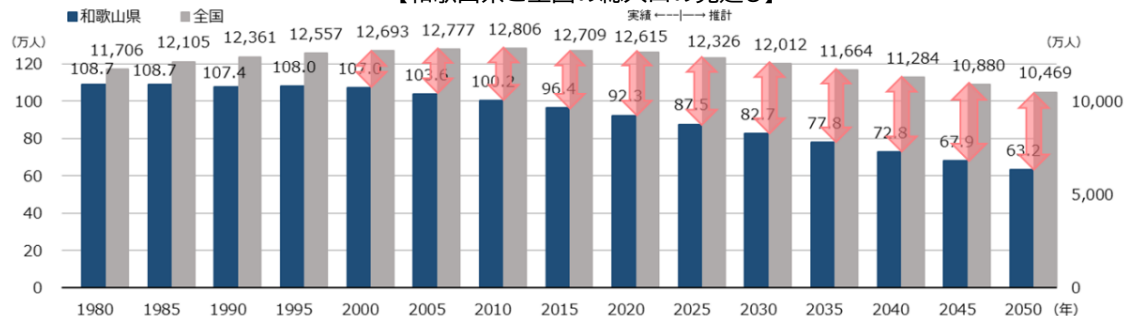
○地方部を中心に人口減少が急速に進み、仕事やまちなかの魅力の不足によって若者の地方離れが深刻化することで、地方都市の生活サービスの維持は一層困難な局面に差し掛かっています。

このような状況を踏まえ、都市を持続可能なものとするためには、地域の稼ぐ力を創出しつつ、様々な主体とも連携しながら、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化させ集積を進めるとともに、都市の魅力を見だし、磨き上げ、維持・向上させて個性ある都市空間をつくっていくことが必要とされています。

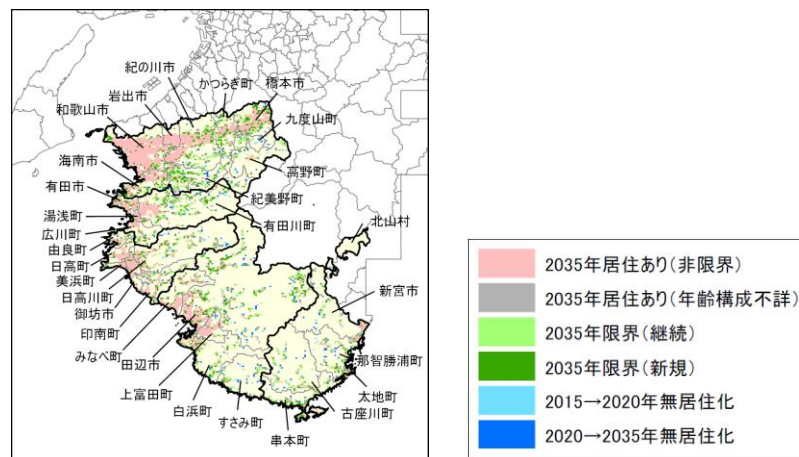
和歌山県における都市を取り巻く状況

○本県の総人口は、全国を上回るスピードで減少し、他の自治体に先んじて未曾有の局面に突入する見込みとなっています。2050年にはピーク時の約6割(現在の約7割)にまで減少し、特に、生産年齢人口の減少が著しく、2050年には高齢者人口とほぼ同数となる見込みとなっています。

【和歌山県と全国の総人口の見通し】



【限界・無居住化メッシュ分布の見込み(2035年時点)】



和歌山県における都市づくりの課題

○人口減少下において生活利便性の低下が懸念されるため、都市機能の集約によるコンパクト化と地域公共交通の再構築を進めることが必要。 ➡【目標1】

○都市の効率的な更新に支障となる空き地・空き家等の低未利用地対策が必要。 ➡【目標1】

○農林水産業の担い手不足による農林漁村集落の活力低下への対応が必要。

➡【目標1】、【目標3】

1-2. 技術革新等によるライフスタイルの多様化

全国的な都市を取り巻く状況
○コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化や最先端技術の進化・普及により、持続可能な都市に求められる人口の密度集積のあり方が、これまでよりも多様なものになってきており、また、これと併せて、都市において人々のウェルビーイング向上への要請が年々高まっていることから、これまで以上に各地域における人口や土地利用等の状況を踏まえた都市構造の検討が必要とされています。
和歌山県における都市を取り巻く状況
○首都圏に本社を置く必要性が薄れているほか、従業員の働き方改革を目的とした移転もトレンドに加わり、本社を首都圏から地方へ移転する流れが強まっています。また、地方暮らしの良さが改めて認識され、リモートワークを通じて地方に居ながら都市部での仕事を続けることが可能となったことも背景に、首都圏在住者の地方移住への高い関心が続いています。
和歌山県における都市づくりの課題
○ライフスタイルの多様化に対応した都市の再整備が必要。 ➡【目標6】 ○人口減少下において地域づくりの担い手となる人材を確保するため、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。 ➡【目標5】

2. 災害リスク

2-1. 地震・津波による被害

全国的な都市を取り巻く状況
○大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能の維持に向け、災害に対する強靱性(レジリエンス)を向上させるため、「発災そのものを抑制する」「たとえ発災してもその被害を小さくする」「速やかに復旧する」という 3 つの取組を効果的に連携させて施策を展開していくことが重要とされています。
和歌山県における都市を取り巻く状況
○紀伊半島は、南海トラフに近く、地震発生から津波が到達するまでの時間が非常に短いという特性があります。 ○令和 8 年度末には 3 連動地震に係るすべての津波避難困難地域が解消する見込みとなっていますが、巨大地震に係る津波避難困難地域を解消するには、高台造成など、都市づくりの方向性を官民が連携し、考えていく必要があります。
和歌山県における都市づくりの課題
○被災時の被害を軽減することが必要。 ➡【目標2】 ○被災後の都市づくりを迅速に進める準備が必要。 ➡【目標2】

2-2. 気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化

全国的な都市を取り巻く状況
○近年、これまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しており、気温が産業革命以前と比べて 2℃上昇した場合、降雨量が約 1.1 倍、洪水発生頻度が約 2 倍になると試算されています。今後の気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策にあたっては、災害外力の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、しなやかに対応することが重要とされています。
和歌山県における都市を取り巻く状況
○これまで台風や集中豪雨などの被害を頻繁に受け、平成 23 年台風第 12 号(紀伊半島大水害)をはじめとした豪雨などにより甚大な被害を受けています。 ○人口減少・高齢化の進展により、要配慮者*の増加や土木技術職員や建設業等の担い手不足が顕在化してきています。
和歌山県における都市づくりの課題
○激甚化・頻発化する自然災害の被害軽減を図ることが必要。 ➡【目標2】、【目標4】 ○脱炭素、循環型社会の実現に向けた取組が必要。 ➡【目標4】

*要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(災害対策基本法)。

3. 都市のマネジメント

3-1. 加速度的に進行するインフラ老朽化

全国的な都市を取り巻く状況
○我が国の社会資本は、その多くが高度経済成長期以降に整備され、今後、建設から 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に増加することが確実であるとともに、多くのインフラを維持管理する地方公共団体のうち、特に小規模な市区町村では、措置すべき施設数に対し人員や予算が不足することが想定されます。
○個別インフラ施設の修繕を重ね、長寿命化を図ることを基本としつつも、複数・広域・多分野のインフラ施設を「群」として捉え、将来必要とされるインフラ群の機能と現状の性能を踏まえつつ、更新（機能向上を伴う場合を含む）、集約・再編、新設を組み合わせで検討していくことが必要とされています。
和歌山県における都市を取り巻く状況
○インフラ施設については、昭和 30 年から昭和 47 年頃の高度経済成長期に整備された多くの施設が、今後、更新時期を迎え、例えば、道路橋梁では、建設後 50 年を経過するものが、令和 6 年度末では、約 46% となっていますが、10 年後には約 63% に達し、さらに 20 年後には約 76% に達する見込みです。
和歌山県における都市づくりの課題
○人口減少下においてもインフラ機能を維持するため、地方公共団体の財政面・体制面を踏まえ戦略的にインフラマネジメントを行うことが必要。 →【目標1】、【目標2】、【目標6】

3-2. 持続可能な行財政運営

全国的な都市を取り巻く状況
○人口減少時代を迎え、財政制約の厳しさが増すことを踏まえ、従来のようにインフラ整備や土地利用コントロール等を通じて都市の姿形を整えるだけでなく、経済性の追求に加え、生活の質の向上を目指し、その対象とする空間概念や時間軸、主体を拡張しつつ、幅広い関係者の総力を結集して、都市空間の整備、管理運営等を行うことで、効率的・効果的に都市機能を高めていく営み「都市マネジメント」を、政策の基軸に据えて実践していくことが必要とされています。
和歌山県における都市を取り巻く状況
○社会保障関係経費が引き続き増加すると見込まれるなか、持続可能な財政運営を確保するため、人口減少社会にふさわしい適正な規模を見通し、財政負担の軽減、平準化を図りながら県民が必要とする行政サービスを確保することが必要です。
和歌山県における都市づくりの課題
○単一の市町村では対応することが困難な状況が予見されることから、広域的かつ戦略的なマネジメントを実施していくことが必要。→【目標1】、【目標5】、【目標6】

3-3. 都市の賑わいの創出と継続性

全国的な都市を取り巻く状況
○人口減少や若者の地方離れといった都市の活力の低下が懸念されるなかでは、新たな発想からの地域マネジメントの構築を通じて、持続可能な生活圏の再構築を図るとともに、歴史・文化や景観・環境、自然等の地域固有の魅力に根差したエリア価値の向上により、地域そのものの魅力を高め、住民のシビックプライドの醸成や域外からの稼ぐ力の向上を図ることが、都市の持続可能性を高めていくために重要とされています。
和歌山県における都市を取り巻く状況
○自然崇拝に根ざした神道と、仏教、その両者が融合した修験道などの霊場(熊野三山、高野山、吉野・大峯)とそれらを結ぶ参詣道からなる世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」、貴重な地質とそこで育まれてきた優れた自然や文化が息づく「南紀熊野ジオパーク」など、長い歴史を通じて培われてきた和歌山の宝ともいえるべき景観や自然・文化・伝統があります。
和歌山県における都市づくりの課題
○賑わいを創出し持続可能な都市経営の実現を図ることが必要。 ➡【目標 5】 ○和歌山の特徴ある歴史・文化を活かした景観の保全・創出が必要。 ➡【目標 3】 ○官民連携の都市づくりにより、新たな事業や雇用の創出を図ることが必要。 ➡【目標 3】、【目標 5】 ○観光客等の受入体制の充実が必要。 ➡【目標 3】

第2章 都市づくりの基本理念・目標と目標達成のための戦略・取組

1. 都市づくりの基本理念と目標

第一章で整理した和歌山県における都市づくりの課題及び和歌山県総合計画の目指す将来像を踏まえ、都市づくりの基本理念及び目標を示します。

■和歌山県総合計画の目指す将来像と政策の6つの柱

〈2040年に実現したい和歌山の将来像〉

「人口減少や気候変動に適応した、持続可能で心豊かな和歌山」

「個人が尊重され、あらゆる分野で個性輝く和歌山」

〈政策の6つの柱〉

- 1 海外の活力を取り込む ※多文化共生
世界との結びつきを深め、多文化共生の社会を築きます。
- 2 人への投資を強化する ※子育て 生涯学習
子育てを応援し、多様な学びの場をつくり、能力や意欲に応じて個人の可能性を拓けます。
- 3 産業の創造力と生産性を高める ※脱炭素 産業振興
脱炭素先進県をめざし、地域の特性を活かした産業政策を進めます。
- 4 つながりをつけて、暮らしを守る ※地域づくり 地域資源 医療・福祉 ウェルビーイング
地域の魅力に磨きをかけ、域内外との交流と支え合いの力で暮らしを守ります。
- 5 誰にでも居場所がある社会をつくる ※デジタル活用の加速化
柔軟な働き方やスポーツ・文化芸術活動などを通じて、自分らしさを発揮できる環境をつくります。
- 6 安全な社会基盤を築き、さまざまな脅威から命を守る ※災害対策 安全・安心
資源制約を乗り越え、災害や犯罪に対して強い地域をつくります。
※都市政策に関連するワード

1-1. 都市づくりの基本理念

「きのくにらしい寛容性のある持続可能な共創の都市づくり」

「きのくにらしい都市づくり」

和歌山ならではの自然と歴史、人々の営みを基盤としつつ、人口減少や自然災害といった課題に対応し、限りある自然環境や資源を保全・活用しながら、地域特性を活かした産業の創造力や生産性を高めることで、次世代へとつなぐ都市づくりを「きのくにらしい都市づくり」と表現しています。

「寛容性のある都市づくり」

豊かな自然と共生しつつ、強靱性(レジリエンス)を備えるとともに、変動する社会経済状況を柔軟に受け入れ、県民一人ひとりが居心地良く安全・安心に過ごせる都市づくりを「寛容性のある都市づくり」と表現しています。

「持続可能な都市づくり」

人口減少・高齢化が進む中でも、人口密度の維持による生活サービス・コミュニティの持続性の確保、安定した経済基盤による地域特性を活かした多様な産業・雇用の創出などを通じて、次世代へ豊かさが継承される都市づくりを「持続可能な都市づくり」と表現しています。

「共創の都市づくり」

県民一人ひとり、地域を支える NPO や企業、教育・研究機関、そして市町村といった多様な主体が、自分達のまちは自分達で守り育てていくという誇りや愛着を持ち、積極的に連携・協働し、次世代へとつないでいく都市づくりを「共創の都市づくり」と表現しています。

1-2. 都市づくりの目標

目標1	人口減少、少子高齢化に対応した持続可能な都市づくり (総合計画関連ワード) 多文化共生、子育て、医療・福祉、ウェルビーイング、地域づくり
人口の急激な減少や高齢化が進む中においても、県民一人ひとりのウェルビーイングを高め、多様な価値観に対応する各地域の特色に応じた多様な地域が形成され、それぞれの地域が緊密に連携する都市づくりを推進します。	
目標2	災害に強い安全・安心な都市づくり (総合計画関連ワード) 災害対策、安全・安心
南海トラフ地震や気候変動による自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、関係機関の連携を強化するとともに、官民連携による防災・減災のための住まい方や土地利用を踏まえたインフラ施設の整備など、ハード・ソフト一体となった都市づくりを推進します。	
目標3	自然や文化、産業などの地域の特性を活かした都市づくり (総合計画関連ワード) 多文化共生、産業振興、地域資源
和歌山県が有する歴史・文化や景観、自然等の地域固有の資源を保全し、地域の特性を活かした産業の創造性や生産性を高め、地域そのものの魅力を高めるとともに、稼ぐ力の向上を図るなど、地域固有の魅力に根ざす都市づくりを推進します。	
目標4	環境に配慮した都市づくり (総合計画関連ワード) 脱炭素、地域資源
脱炭素に向けた地球温暖化緩和策のみならず、気候危機に対応した防災・減災・国土強靱化等の観点からの気候変動適応策等に戦略的に取り組む必要があります。さらに、自然共生社会や循環型社会の形成も含めたグリーン社会の実現に向けた都市づくりを推進します。	
目標5	協働による都市づくり (総合計画関連ワード) 多文化共生、生涯学習、ウェルビーイング
人口減少下においては、既存ストックや現に存在する地域資源をいかに活用し、都市を育てるかというマネジメントの視点から、地域を支える様々な主体との連携により、都市の機能を維持し、地域の価値、魅力を高めていく都市づくりを推進します。	
目標6	新たな技術を活かした都市づくり (総合計画関連ワード) デジタル活用の加速化
インターネットやIoT、AI、デジタルツイン技術等を活用し、多様化する都市課題に対応した豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える人間中心の都市づくりを推進します。	

2. 戦略と取組

各目標の達成に向けた「戦略」と、これに基づく「取組」を設定します。

なお、この「取組」は、別冊の都市計画区域マスタープランにおいて圏域毎に設定する「主要な都市計画などの決定方針」につながります。



目標 1 人口減少、少子高齢化に対応した持続可能な都市づくり

* 他の戦略における取組にも記載あり

■戦略 1

持続可能な都市経営を実現するための都市構造への転換と魅力ある都市空間の形成

無秩序な市街地の拡大を抑制しながら、必要な都市機能の集積と居住を誘導し、コンパクトに暮らし続けることができる都市構造の構築を図るとともに、民間活力を最大限に引き出しながら、既存ストックを有効活用した魅力ある都市空間の形成を図る。

- 取組 1-1-1* コンパクト・プラス・ネットワークの推進によるシームレスな拠点の連結 
- 取組 1-1-2 立地適正化計画による都市機能の集積と居住の誘導 
- 取組 1-1-3 市町村界にとらわれない広域的な都市機能等の立地の適正化の検討 
- 取組 1-1-4 低密度化・非効率化につながる市街地の拡大の抑制 
- 取組 1-1-5* 市街地の低未利用地(空き家・空き地)の利活用 
- 取組 1-1-6 都市計画制度を活用した民間投資の誘導 
- 取組 1-1-7 即効性や効果性などを重視した市街地整備 
- 取組 1-1-8 農山漁村集落の生活環境の維持 
- 取組 1-1-9* こども向けの都市づくりに関する教育「都市育」の実施 
- 取組 1-1-10 地域の活力維持・増進を図るための都市マネジメント(エリアマネジメント・地域インフラ群再生戦略マネジメント)の促進 

■戦略 2

人や地域がつながりあう多様な交通ネットワークの形成

高規格道路等の広域交通網の確保により、市町村界にとらわれず、県内各地域や県外との結びつきを強化し、多様な公共交通手段を連携させ、目的地まで途切れることなく移動できるシームレスかつ快適で多様な移動手段の確保を図る。

- 取組 1-2-1 交流を支える高規格道路等の広域交通網の確保 
- 取組 1-2-2* シームレスかつ快適で多様な移動手段の確保 
- 取組 1-2-3 一定程度の自動車利用を許容したウォーカブルな都市の形成 

■戦略 3

自然や歴史・文化などを活かした、地域の価値と魅力の向上

豊かな自然や歴史・文化など、地域固有の資源を最大限に活かし、人の交流と活動を促す賑わい創出や健康増進につながるウォーカブルな都市づくりを進めることで、地域の価値と魅力の向上を図る。

- 取組 1-3-1 自然環境、歴史・文化の保全・活用 
- 取組 1-3-2* 自然を身近に感じられるウォーカブルな都市づくりの促進 
- 取組 1-3-3* 都市づくりの人材育成・発掘、NPO・都市再生推進法人等の組織活動の支援 

■戦略 4

多様な生活スタイルに対応した、健康で快適に過ごせる市街地や地域の中心地の形成

交通網・公園・下水道等の都市基盤の充実、商業・医療・福祉・教育等のサービス充実、市街地の未利用地である空き家・空き地の積極的な利活用を通じて、新たな需要や居住者を呼び込み、誰もが健康で快適に過ごせる魅力ある市街地や地域の中心地の形成を図る。

取組 1-4-1 商業・医療・福祉・教育等のサービスの充実 

取組 1-4-2 交通網・公園・下水道等の都市基盤の充実 

取組 1-4-3 中心市街地の活性化 

取組 1-4-4* 市街地の低未利用地(空き家・空き地)の利活用 

取組 1-4-5* ワークেশションなど多様なライフスタイルを支える柔軟な都市づくりの促進 

取組 1-4-6 賑わい創出や健康増進などのウォーカブルな都市づくりの促進 

取組 1-4-7* 公園・緑地など、こどもをはじめすべての人が安心して遊び、くつろげる場所の確保 

取組 1-4-8* バリアフリー・ユニバーサルデザインの都市づくりの促進 

目標 2 災害に強い安全・安心な都市づくり

※他の戦略における取組にも記載あり

■戦略 1

地震や津波等に強い都市の形成

切迫する南海トラフ地震や津波、激甚化・頻発化する短時間豪雨などの自然災害に対し、被害の軽減や迅速かつ着実な復旧・復興に向け、関係者や他分野との総力による多重的な対策を図る。

取組 2-1-1 災害リスクを踏まえた居住や都市機能の誘導 

取組 2-1-2 治水対策(流域治水)、グリーンインフラの活用による災害に強い市街地整備 

取組 2-1-3 迅速な復興まちづくりのための事前復興計画の策定 

取組 2-1-4 津波避難ビル等の避難場所や防災拠点の整備 

取組 2-1-5 災害時のライフラインの機能維持 

取組 2-1-6 災害に強い住環境の整備 

取組 2-1-7 都市機能の誘導に合わせた医療・福祉施策の展開 

■戦略 2

災害に強い道路・交通ネットワークの確保

高規格道路や幹線道路網の整備による拠点間の連携強化に加え、公共交通を含めた多様な交通手段やルートを確認するとともに、あらゆる状況に対応できる強靱な交通ネットワークを構築し、平常時の円滑な移動のみならず、南海トラフ地震等の災害発生時にも輸送機能確保を可能にする道路・交通ネットワークの構築を図る。

取組 2-2-1 高規格道路・幹線道路等の自動車交通網の整備 

取組 2-2-2 多様な交通手段や交通ルートなど交通体系の代替性・多重性の確保 

目標 3 自然や文化、産業などの地域の特性を活かした都市づくり

*他の戦略における取組にも記載あり

■戦略 1

和歌山県らしい景観の保全・創造と継承

山岳信仰を育んできた雄大な山地、河川流域毎の地域文化を反映した集落など人々の生活や生業の中で育まれ、支えられ、継承されてきた和歌山県らしい景観を適切に保全し、創造することで、次代への継承を図る。

取組 3-1-1 和歌山県らしい景観の保全・活用 

取組 3-1-2 都市環境や特色ある景観の保全が図られる適切な土地利用誘導の促進 

■戦略 2

地域資源の保全・活用による、地域産業の創造性や生産性の向上

観光地域づくり法人(DMO)等の地域団体や住民等による歴史・文化、産業などの地域資源を活かしたマネジメントの強化を図るなど、観光施策をはじめとした各施策との連携により、更なる地域固有の魅力を高め、地域産業の創造性・生産性向上を図る。

取組 3-2-1 農山漁村集落等の生活と一体となった地域資源の活用 

取組 3-2-2* かわまちづくりの推進による河川空間と都市空間の融合 

取組 3-2-3* ワークーションなど多様なライフスタイルを支える柔軟な都市づくりの促進 

取組 3-2-4* 都市づくりの人材育成・発掘、NPO・都市再生推進法人等の組織活動の支援 

取組 3-2-5 DMO 等による地域全体をマネジメントする体制の強化 

取組 3-2-6 地域経済活性化に資する地域産業の強化 

■戦略 3

交流拠点を結び、地域の魅力を高める交通ネットワークづくりの推進

人やものの円滑な流れを支える広域交通網と情報網の充実を図り、シームレスかつ快適で多様な移動手段を確保することで、港湾、空港といった広域的な玄関口を最大限に活用し、県外から人や投資を内陸部に呼び込むなど地域の魅力を高める交通ネットワークを構築する。

取組 3-3-1 人流・物流を支える広域交通網と情報網の充実 

取組 3-3-2* シームレスかつ快適で多様な移動手段の確保 

取組 3-3-3 港湾、空港等を玄関口とした内陸部への誘客 

目標 4 環境に配慮した都市づくり

*他の戦略における取組にも記載あり

■戦略 1

環境負荷が小さい都市構造への転換

官民連携により、都市や地域で地球温暖化緩和策、気候変動適応策に配慮した住まい方や土地利用のあり方を踏まえたコンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指し、環境負荷の小さい都市構造への変革を図る。

取組 4-1-1* コンパクト・プラス・ネットワークの推進によるシームレスな拠点の連結 

取組 4-1-2 公共交通ネットワークの維持による自動車から公共交通へのシフトの促進 

取組 4-1-3 地域特性やまちづくりを踏まえた持続可能な地域交通の構築 

取組 4-1-4 カーボンニュートラルな都市づくりの推進 

取組 4-1-5 都市緑地の保全 

取組 4-1-6* 自然を身近に感じられるウォーカブルな都市づくりの推進 

■戦略 2

自然と共生する都市づくりの推進

都市や市街地を取り巻く海岸、河川、山林、農地、緑地など多様な自然環境を保全するとともに、自然がもつ多様な機能(防災、水資源貯留、生物多様性保全等)を活用した社会資本整備を都市づくり等に取り入れることで、生活と自然が共存する潤い豊かな環境の継承を図る。

取組 4-2-1 防災、水資源貯留、生物多様性保全等の多様な機能を有する自然環境の保全 

取組 4-2-2 自然がもつ多様な機能を社会基盤として活用するグリーンインフラの活用 

取組 4-2-3* かわまちづくりの推進による河川空間と都市空間の融合 

■戦略 3

脱炭素、循環型社会を支える都市づくりの推進

都市基盤施設の整備によって生じる資源消費の抑制や、地域特性に応じた再生可能エネルギーの地産地消により、都市活動における環境負荷の低減や地域脱炭素の取組による地域産業の創出を図る。

取組 4-3-1 都市基盤施設の長寿命化の促進 

取組 4-3-2 再生可能エネルギー利用の促進 

取組 4-3-3 資源の浪費抑制に向けた再利用・再資源化の促進 

目標 5 協働による都市づくり

*他の戦略における取組にも記載あり

■戦略 1

多様な主体の連携・協働によるマネジメントの推進

大学、企業、行政、NPO 等が一体となり、都市づくり情報の共有・発信、人材育成、組織活動支援を推進するとともに、二地域居住の促進や関係人口の創出・拡大を進めることで、地域内外からの多様な視点と活力を呼び込み、協働による持続的な地域マネジメントの確立を図る。

取組 5-1-1 都市づくりに関する情報の共有、情報交換の場の創出、情報発信の推進  

取組 5-1-2* 都市づくりの人材育成・発掘、NPO・都市再生推進法人等の組織活動の支援 

取組 5-1-3 多様な関係人口の創出と関係の深化による二地域居住等の促進と地域活性化



取組 5-1-4 都市づくりに関する学習(カリキュラム導入、都市づくり講座等)などによる人材育成支援



取組 5-1-5* こども向けの都市づくりに関する教育「都市育」の実施  

■戦略 2

共に地域を考え創る、居心地の良い市街地空間の創出

官民連携によりパブリック空間(公園・広場・街路・民間空地等)を人中心の空間に再構築し、人と人のつながりや新たなコミュニティの創出など、こどもから高齢者まですべての人が安心して活動し、居心地良く過ごせる魅力的な市街地空間の形成を図る。

取組 5-2-1 地域と協働で創るウォーカブルな都市づくりの推進      

取組 5-2-2 子育て支援施設の整備  

取組 5-2-3* 公園・緑地など、こどもをはじめすべての人が安心して遊び、くつろげる場所の確保  

取組 5-2-4 賑わい創出や健康増進などを目的とした市街地環境の整備   

取組 5-2-5* バリアフリー・ユニバーサルデザインの都市づくりの促進  

取組 5-2-6* かわまちづくりの推進による河川空間と都市空間の融合   

目標 6 新たな技術を活かした都市づくり

※他の戦略における取組にも記載あり

■戦略 1

デジタル活用による持続可能な都市マネジメントの推進

デジタル活用の基盤となるデータの整備やオープンデータ化を進めるとともに、都市づくり活動へのデジタル技術の導入やシミュレーション等による都市空間の再編を推進し、都市における新たな価値の創出や様々な課題を解決することで、持続可能な都市経営の実現を図る。

取組 6-1-1 都市計画情報のデジタル化・オープン化と 3D 都市モデル構築の推進  

取組 6-1-2 人流データ等のビッグデータを活用した多角的・客観的な地域課題分析と政策立案の推進  

取組 6-1-3 地域課題の可視化と解決策の検討に資するデジタルツインの活用  

■戦略 2

都市インフラ・サービスへのスマート技術導入の推進

都市インフラ・サービスへのスマート技術導入により、人口構造の変化による労働力不足に対応する建設分野の生産性向上や官民連携による分野横断的なデータの取得・利活用を推進することで、安全で質の高い都市活動や持続的な都市経営を実現するなど、県民一人ひとりに寄り添ったサービスの提供を通じてウェルビーイングの向上を図る。

取組 6-2-1 ICT 等を活用した都市施設の整備や維持管理における生産性向上と高度化  

取組 6-2-2 AI やドローンなどを活用したインフラ点検、災害監視の推進と効率的な都市活動の支援   

取組 6-2-3 新たな技術で地域課題に効率的・効果的に対応するソリューション提供の促進  

■戦略 3

次世代モビリティの導入促進による快適な移動環境の創造

地域の移動をより便利で効率的にするために、先端技術や通信基盤を活用して交通を最適化する次世代モビリティ導入の検討などを促進し、生活の利便性向上と地域活性化を支える移動環境の創造を図る。

取組 6-3-1 次世代モビリティに対応した都市づくりの促進  

取組 6-3-2 シームレスな移動環境の提供に資する自動運転や MaaS*等の導入の促進  

取組 6-3-3 交通データ分析に基づく効率的かつ持続可能な交通ネットワーク構築の促進  

*MaaS(マース:Mobility as a Service)とは、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

第3章 広域連携による都市づくりの推進

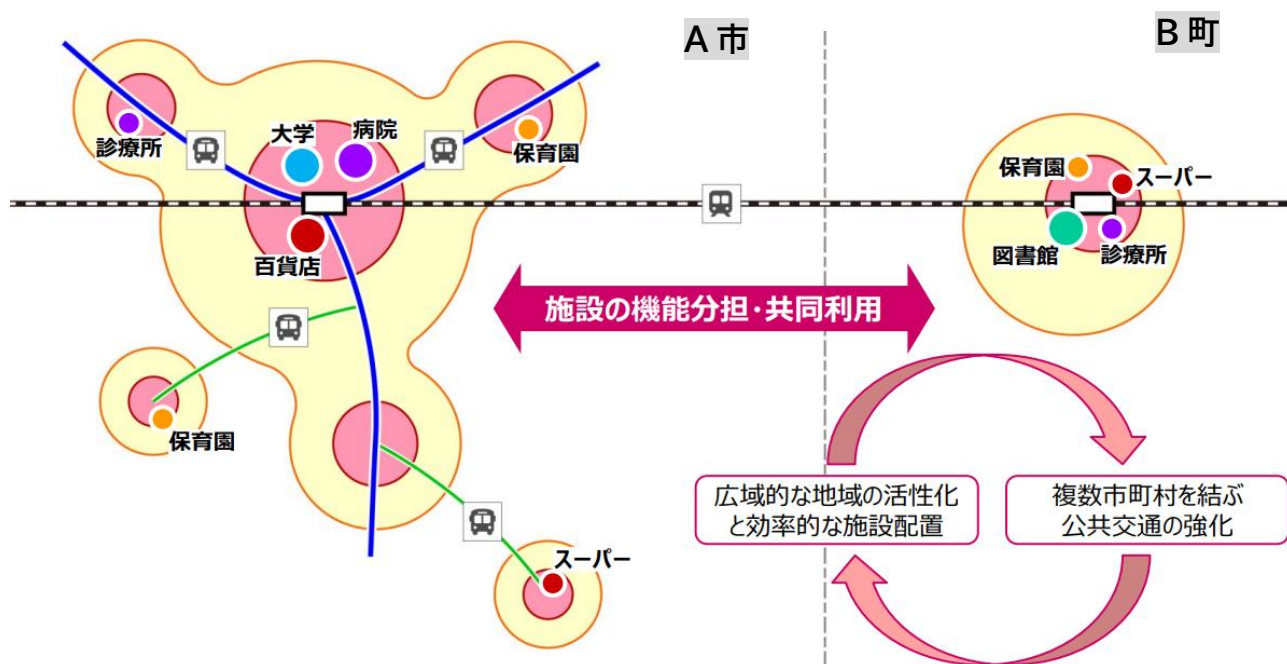
持続可能な都市づくりの実現にあたっては、防災や減災も考慮した住まい方や効率的な都市運営等を踏まえた地域公共交通と連携したコンパクトな都市づくりが必要です。

このような中、全国に比べ急速な人口減少・少子高齢化の進行が予測される本県では、持続可能な都市づくりにおいて、単一の市町村では対処が困難な課題が増加することが予測されています。

そのため、複数の市町村からなる広域的な生活圏域において、地域の活性化や効率的な施設整備を図るなど、一の市町村域を越えた連携が重要であり、特に防災や交通、公共施設等の総合管理といった様々な分野にわたる広域的な課題解決に対し、効果的な取組となります。

このことから、広域連携の取組により、河川流域生活圏の形成や河川流域生活圏間の連携の取組を更に強化し、「きのくにらしい寛容性のある持続可能な共創の都市づくり」を推進します。

■地域公共交通と連携したコンパクトな都市づくりのイメージ図



出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き【資料編】」

1. 広域的観点からの目指すべき県土の骨格構造について

市町村域を越えた連携のもと、持続可能な都市づくりの実現にあたっては、それぞれの都市、地域が、隣接する他の都市や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的な位置づけを踏まえた都市の将来像を明確にすることが重要となります。

このことから、これまでの都市形成や交通ネットワークの状況等を踏まえ、都市の分類や連携軸を設定し、目指すべき県土の骨格構造として、持続可能な共創の都市づくりを推進します。

1-1. 都市等の分類について

河川流域毎に形成された生活圏、またそれぞれの河川流域生活圏の下流域に生活圏全体を支える都市が形成されている本県の特徴を踏まえ以下のように分類します。

■「都市等の分類」の設定の考え方

区分	設定の考え方
中心拠点都市 (河川流域生活圏)	・古くから人や物が集まり、河川流域生活圏全体を支える下流域の都市や、道路、鉄道等の交通の要衝にもなっている都市
拠点都市 (都市計画区域内)	・中心拠点都市と連携して都市機能を効率的・効果的に提供することを目指す都市
都市 (都市計画区域内)	・日常生活に密着した基礎的な都市的サービスを提供するための施設の集積を目指す都市
生活拠点 (都市計画区域外)	・日常生活に密着した基礎的な生活サービスの提供を維持する地域

1-2. 都市区分の判断基準について

「中心拠点都市」は、生活圏全域を支える河川流域生活圏の下流域の都市及び交通の要衝とします。

「拠点都市」と「都市」については、都市計画区域を有する市町村を対象に、下記の視点と指標で市町村を相対的に評価し設定します。

また、「生活拠点」については、都市計画区域外の日常生活拠点として、町村役場や支所周辺を設定します。

■評価の方針

視点	指標
①都市機能の充実度 ・多様な都市機能が集積していること	・都市機能の集積状況进行评估 (警察署・消防署、高等専門学校・大学・高校、病床数 200 以上の病院、銀行、店舗面積千㎡以上の大規模小売店舗、事業所数)
②公共交通のアクセス性 ・公共交通により移動が可能ること ・環境に対する負荷が高くないこと	・鉄道駅の状況を評価 (鉄道駅数、特急停車駅数)
③都市的土地利用の需要 ・都市的土地利用の需要があること	・開発動向を評価 (新築の着工建築物数)
④都市の持続性 ・都市の持続性があること	・人口規模、人口増減の予測を評価 (都市計画区域人口、人口増減率)

1-3. 連携軸の設定について

行政、医療・福祉、商業等の都市機能の集約化や、各種サービス業の効率性向上や高度化、また本県の魅力ある自然や文化、産業など地域の特性を活かした都市づくりを推進するため、都市間や地域間において、これまで整備されたインフラ施設の効果的な活用も踏まえつつ、コンパクトな拠点をネットワーク(連携軸)で結ぶ県土構造の構築が必要です。

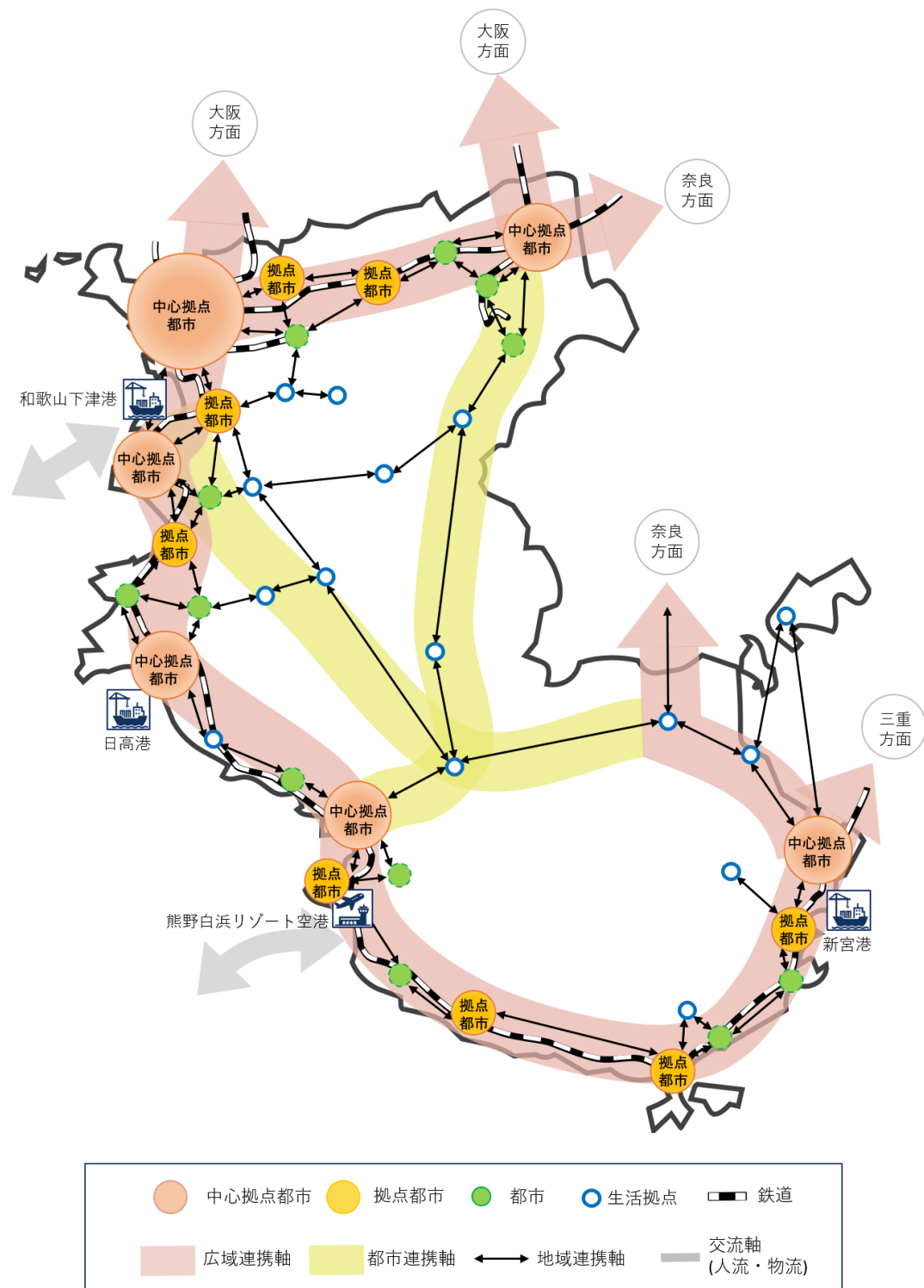
■連携軸の設定の考え方

区分	設定の考え方
広域連携軸	・県内外、中心拠点都市間、紀伊半島をつなぐ県の骨格的な連携軸として、国土レベルの移動や物流、防災等の観点から重要な役割を担う軸 (JR 紀勢本線、JR 和歌山線、近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、国道 24 号、国道 42 号等)
都市連携軸	・広域連携軸を補完し、中心拠点都市と拠点都市等や周辺の都市間を結ぶ、臨海部と内陸部の円滑な移動のための軸 (国道 168 号、国道 311 号、国道 371 号、国道 424 号等)
地域連携軸	・都市と生活拠点をつなぐ道路のほか、鉄道・路線バス等やコミュニティバスやデマンドバス等の地域に密着した公共交通を考慮した軸

1-4. 持続可能な共創の都市づくりにおいて目指すべき県土の骨格構造

都市と農山村との連携を密接にしながら河川流域生活圏の形成を図るとともに、河川流域生活圏間の連携を強化し、それぞれの地域特性を最大限に活かした、相互補完と多様性をもち有機的につながった県土の骨格構造を形成することで、県土全体において都市機能やサービスが効率的に提供される持続可能な共創の都市づくりを推進します。

■県土の骨格構造のイメージ

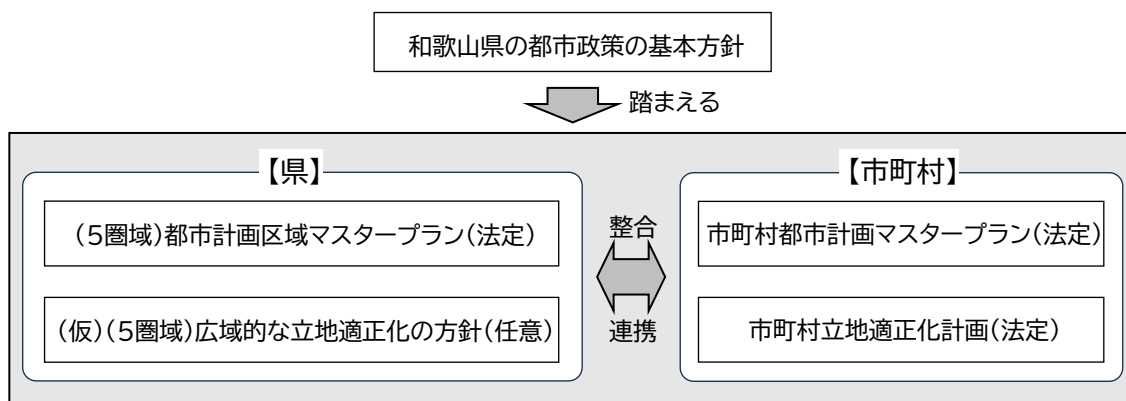


1-5. 実現に向けた取組

持続可能な都市づくりの推進にあたっては、交通や防災のほか、医療・福祉や農業、観光、公共施設再編といった様々な関連する施策との連携が重要となります。

県は、県土全体の発展を見据え、関連する他部局と連携しながら、広域的観点による現状の把握や課題整理を行い、都市計画区域外の土地利用も考慮しつつ、市町村と連携し、広域的観点から県全体及び圏域の目指すべき県土の骨格構造の実現に向け、広域的な都市機能等の立地の適正化に取り組めます。

市町村は、市町村相互の連携を強化し、広域的観点から目指すべき県土の骨格構造を踏まえ、地域の特性を活かした都市づくりを展開していくものとし、広域的な都市機能等の立地の適正化に関する方針に基づき、市町村の立地適正化計画の策定や、更には都市計画マスタープランとの一体化などを進めるとともに、効率的・効果的な事業の実施により、持続可能な共創の都市づくりを推進します。



■都市機能等の立地の適正化により期待される効果の例

項目	期待される効果
1. 安心して快適な生活環境	・生活サービス機能や公共交通の維持 ・生活サービス施設へのアクセス確保 ・災害リスクの回避、低減
2. 地域活力の維持向上	・サービス産業の生産性向上、投資誘発 ・地域の稼ぐ力に寄与
3. 持続可能な都市経営	・インフラ施設の維持管理の合理化 ・行政サービスの効率化
4. 地球環境への負荷の低減	・エネルギーの効率的利用 ・CO2 排出量の削減

第4章 指標の設定

持続可能な都市づくりに際し、コンパクトな都市を実現するためには、県民や民間事業者等の地域社会を支える様々な主体との、組織や地域の枠を超えた連携が不可欠です。

そのため、都市政策の推進にあたっては、政策目的を明確にするだけでなく、その目的のために効果の上がる政策手段は何かなど、データ等を用いて政策手段と目的の論理的なつながりも併せて明確にし、関係者によるコンセンサスの醸成を図ることが必要です。

このため、定量的な都市の状況や客観的な判断による広域的な課題等を把握するため、都市を評価する指標を設定し、持続可能な共創の都市づくりを推進します。

1. 評価指標の選定

都市づくりの 6 つの目標(本方針 P17 参照)を踏まえつつ、コンパクトな都市づくりに期待される『効果(直接・間接)』と、これに向けた『施策の取組状況』から、評価指標を大きく 3 カテゴリーに分類のうえ整理します。なお、整理に当たっては、『効果』のうち直接効果(アウトプット指標)を「①生活利便性」、間接効果(アウトカム指標)を「②安全・安心」、「③地域経済」、「④行政運営」、「⑤その他(健康・福祉、脱炭素)」の 5 分野に、『施策の取組状況(インプット指標)』を「①規制・誘導」「②計画・施策立案」「③組織」「④オープンデータ」の 4 分野に細分化のうえ、体系化しています。

【評価指標の選定に関する参照資料】

- ・「都市計画運用指針」
- ・「立地適正化計画の手引き」
- ・「立地適正化計画の目標・KPI事例集」
- ・「都市構造の評価に関するハンドブック」
- ・「持続可能な都市構造の実現のための『立適+（プラス）』（立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会とりまとめ）」
- ・「評価指標の検証」（立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会〔第 7 回〕資料）
- ・「地域生活圏に係るデータ等」（国土の長期展望専門委員会〔第 13 回〕配付資料）

■評価指標の考え方

分類	分野	関連する都市づくりの目標	取組の方向性	評価指標の考え方
(アウトプット指標) 直接効果	①生活利便性	【目標1】	適切な居住の誘導	将来にわたって県民が安心して暮らせる生活環境を持続的に確保するため、居住の集約・誘導が適切に進められているか
			都市機能の適正配置	都市の拠点に、商業・医療・教育などの都市機能が効率的かつ効果的に配置・集積されているか
			公共交通サービス水準の維持	安心して移動でき、日常生活を支えるために不可欠な公共交通サービスの水準が適切に維持され、その利用が促進されているか
(アウトカム指標) 間接効果	②安全・安心	【目標2】	防災対策	南海トラフ地震や気候変動による自然災害の激甚化・頻発化に対し、地域全体の防災能力を向上させ、県民の命と財産を守るための対策が適切に進められているか
	③地域経済	【目標3】	サービス産業の活性化	市街地の再生や交流人口の創出といった取組を通じて、地域経済におけるサービス産業が活性化し、持続的な経済成長が図られているか
		【目標1】	健全な不動産市場形成	不動産市場が適切に機能し、空き家の発生抑制や有効活用が図られ、過剰な不動産供給のない健全な市場が形成されているか
	④行政運営	【目標1】	都市経営の効率化	地域に必要な行政サービスを継続的に提供できるよう、行政運営の効率化と財政基盤の強化が図られているか
			安定的な税収確保	地域経済が活性化し、都市機能の誘導や民間投資の促進が、安定した自治体財政を支える税収の確保につながっているか
	⑤その他 (健康・福祉)	【目標5】	居心地良く過ごせる市街地の形成	日常生活を快適に送り、地域に愛着を感じながら、安全かつ安心して活動できる魅力的な市街地が形成されているか
	⑤その他 (脱炭素)	【目標4】	再生可能エネルギー利用の推進・脱炭素	コンパクトな都市づくりや、公共交通の利用促進、再生可能エネルギーの導入などが、地球温暖化対策に貢献し、環境負荷が小さい脱炭素社会の実現が図られているか
(インプット指標) 施策の取組状況	①規制・誘導	【目標1】	将来を見据えた計画策定	都市計画に関する上位計画や個別計画が適切に策定され、計画的な都市づくりが進められているか
	②計画・施策立案	【目標2】	災害に強い都市づくり	南海トラフ地震や気候変動による自然災害の激甚化・頻発化に対し、地域全体の防災能力を向上させるための計画が策定され、災害に強い都市づくりが進められているか
		【目標1】	即効性や効果性などを重視した市街地整備	限られた財源や時間の中で、都市再生や活性化に直結するプロジェクトを効率的かつ効果的に実施し、迅速な成果へとつなげているか
		【目標1】	公共交通サービス水準の維持	住民の移動ニーズに応え、日常生活を支えるために必要な公共交通サービスが適切に維持され、その利用が促進されているか
	③組織	【目標3】	美しい景観の保全・活用	地域固有の自然環境、歴史・文化、人々の営みが織りなす美しい景観を適切に保全し、それを地域の魅力向上や活性化に活用する取組が進められているか
		【目標5】	活動組織の支援	地域主導の都市づくりや活性化を促進するため、その推進役となる多様な活動組織が育成・支援され、その活動が活発に進められているか
	④オープンデータ	【目標6】	情報の提供・共有	効率的で透明性の高い都市マネジメントを推進し、多様な主体との協働を促進するために、都市づくりに関する情報が適切に整備され、共有・活用されているか

2. 和歌山県都市計画区域マスタープランにおける評価指標

コンパクトな都市づくりに期待される効果のうち広域的な観点から重要な評価指標を設定します。

■評価指標(案)

分類	分野	取組の方向性	評価指標(案)
(アウトプット指標) 直接効果	生活利便性	適切な居住の誘導	居住誘導区域*における人口密度(居住誘導区域*内人口)
			生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率
		都市機能の適正配置	行政区域内誘導施設数に対する都市機能誘導区域*内の誘導施設の割合
		公共交通サービス水準の維持	公共交通の機関分担率
			公共交通沿線地域の人口密度(公共交通沿線人口割合)
(アウトカム指標) 間接効果	安全・安心	防災対策	防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合
			住宅の耐震化率
	地域経済	サービス産業の活性化	地域経済循環率
	行政運営	都市経営の効率化	県民一人当たりの行政コスト
(インプット指標) 施策の取組状況	計画・施策立案	将来を見据えた計画策定	立地適正化計画の策定自治体数
		災害に強い都市づくり	事前復興計画の策定自治体数
	オープンデータ	情報の提供・共有	オープンデータ取組自治体数

*「まちづくりの健康診断」により評価

3. 効果的な都市計画基礎調査の実施

都市計画区域マスタープランに設定する評価指標以外についても、県が実施する都市計画基礎調査において調査項目を検討のうえ調査を実施し、データ整備、分析、市町村への提供を行い、計画の作成や適切な見直しに活用するものとします。

参考:策定の経緯

1. 専門委員会

本方針は、専門委員会での審議を通じて、都市計画等に関する専門家から助言をいただきながら、策定を行いました。

■専門委員

足立 基浩	和歌山大学 副学長 経済学部 教授
谷口 守	筑波大学 システム情報系 名誉教授
波床 正敏	大阪産業大学 工学部 都市創造工学科 教授
牧 紀男	京都大学 防災研究所 社会防災研究部門 都市防災計画研究分野 教授
松島 格也	京都大学 防災研究所 社会防災研究部門 災害リスクファイナンス研究分野 特定教授

※五十音順、敬称略

2. 審議内容

■第1回専門委員会(令和7年8月8日)

- ・5 圏域の設定の継続について
- ・目指すべき都市づくりの基本理念と都市づくりの条件について
- ・都市を経過観察していくための指標に関する記載について
- ・市町村の連携強化や広域調整に関する記載について

■第2回専門委員会(令和7年11月10日)

- ・都市計画区域マスタープランの見直しの方針について
- ・和歌山県の都市政策の基本方針の構成案について
- ・圏域毎の立地適正化に関する設定方針について
- ・指標の設定案について

■第3回専門委員会(令和8年1月23日)

- ・和歌山県の都市政策の基本方針の構成について
- ・広域的な立地適正化の方針に関する記載について
- ・指標の設定について

■第4回専門委員会(令和8年2月27日)

- ・和歌山県の都市政策の基本方針案について